

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月13日
【四半期会計期間】	第12期第2四半期（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）
【会社名】	株式会社ファンコミュニケーションズ
【英訳名】	F@N Communications Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柳澤 安慶
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷一丁目1番8号
【電話番号】	03-5766-3530
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 堂下 裕章
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷一丁目1番8号
【電話番号】	03-5766-3530
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 堂下 裕章
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第2四半期 累計期間	第12期 第2四半期 累計期間	第11期 第2四半期 会計期間	第12期 第2四半期 会計期間	第11期
会計期間	自平成21年 1月1日 至平成21年 6月30日	自平成22年 1月1日 至平成22年 6月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日	自平成21年 1月1日 至平成21年 12月31日
売上高(千円)	3,836,682	4,126,120	1,998,478	2,083,348	8,016,220
経常利益(千円)	661,468	710,866	352,759	362,727	1,423,775
四半期(当期)純利益(千円)	311,566	435,034	130,290	229,718	747,610
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金(千円)	-	-	940,900	948,380	940,900
発行済株式総数(株)	-	-	104,170	105,390	104,170
純資産額(千円)	-	-	3,373,039	3,874,671	3,622,950
総資産額(千円)	-	-	5,167,797	5,763,436	5,581,049
1株当たり純資産額(円)	-	-	34,799.47	40,077.03	37,789.63
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	3,232.45	4,578.14	1,345.80	2,409.48	7,796.22
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	3,040.25	4,372.12	1,259.79	2,310.32	7,364.71
1株当たり配当額(円)	-	-	-	-	1,700
自己資本比率(%)	-	-	64.7	66.5	64.3
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	541,796	346,144	-	-	1,201,430
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	12,562	240,265	-	-	200,289
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	360,348	186,780	-	-	556,953
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	-	1,333,901	1,503,176	1,584,077
従業員数(人)	-	-	120	136	129

(注)1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

(注)2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

(注)3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しますが、損益等からみて重要性が乏しいため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	136	（44）
---------	-----	------

（注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含みます）は、当第2四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第2四半期会計期間の販売実績をサービス区別に示すと、次のとおりであります。

サービス区分	当第2四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	前年同四半期比(%)
パソコン向けアフィリエイト広告サービス(千円)	1,381,079	100.3
携帯向けアフィリエイト広告サービス(千円)	598,226	117.9
自社媒体運営(千円)	54,363	138.7
他社媒体広告販売(千円)	49,664	66.0
その他売上(千円)	13	39.2
合計(千円)	2,083,348	104.2

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第2四半期会計期間において新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期会計期間におけるわが国経済は、欧州の経済不安の影響が懸念されるものの、アジアを中心とした新興国の需要に牽引され、国内では政府の経済政策なども奏功し穏やかな回復傾向にあります。しかしながら、個人消費は雇用や所得環境の厳しさが続き、依然として予断を許さない状況となっております。

当社の主要事業であるインターネットマーケティングサービス分野では、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、ミニブログ（ツイッター）の普及や、スマートフォン、電子書籍端末などの登場によりインターネット利用者の利用シーンはますます広がりを見せており、電子商取引推進企業によるインターネット広告およびアフィリエイトマーケティングへの取り組みは今後さらに拡大してくるものと予測されます。

当第2四半期会計期間におきましては、パートナーサイトの稼働率を向上させるため、ツイッターへの広告投稿機能やスマートフォン向けの管理画面の作成の他、大手広告主の獲得、広告主とパートナーサイトの関係強化や、各アライアンス先との共同セミナーの開催、キャンペーンなどを中心に、費用対効果をより高める営業活動を行いました。また、新たにスマートフォン向けの広告配信ネットワークやアプリケーションをリリースしました。

この結果、当第2四半期会計期間の売上高は、2,083,348千円（前年同四半期比4.2%増）となりました。また、営業利益は、343,672千円（前年同四半期比6.5%増）、経常利益は営業外収益に受取利息を14,798千円計上したことなどにより362,727千円（前年同四半期比2.8%増）となり、四半期純利益は229,718千円（前年同四半期比76.3%増）となりました。

サービス区分別の売上高の内訳

（千円未満切捨て）

サービス区分	平成22年12月期第2四半期		平成21年12月期第2四半期		平成21年12月期	
	金額（千円）	構成比（%）	金額（千円）	構成比（%）	金額（千円）	構成比（%）
パソコン向け アフィリエイト広告サービス	1,381,079	66.3	1,376,430	68.9	5,435,300	67.8
携帯向け アフィリエイト広告サービス	598,226	28.7	507,525	25.4	2,021,698	25.2
自社媒体運営	54,363	2.6	39,184	1.9	177,253	2.2
他社媒体広告販売	49,664	2.4	75,304	3.8	381,761	4.8
その他売上	13	0.0	34	0.0	206	0.0
総売上高	2,083,348	100.0	1,998,478	100.0	8,016,220	100.0

なお、主力サービスであるアフィリエイト広告サービスにおける事業年度末（当第2四半期末）の利用広告主数（稼働広告主ID数）、参加メディア数（登録パートナーサイト数）は、下記のとおりであります。

サービス	区分	平成22年12月期 第2四半期末	平成21年12月期末
パソコン向け アフィリエイト広告サービス 「エーハチネット」	稼働広告主ID数	2,597	2,463
	登録パートナーサイト数	940,126	871,404
携帯向け アフィリエイト広告サービス 「モバハチネット」、「アドカボ」及 び「ネンド」	稼働広告主ID数	1,352	1,229
	登録パートナーサイト数	122,265	99,252
当社 アフィリエイト広告サービス 合計	稼働広告主ID数	3,949	3,692
	登録パートナーサイト数	1,062,391	970,656

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、第1四半期会計期間末から271,423千円増加し1,503,176千円となりました。

当第2四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、394,227千円の収入（前年同四半期は364,091千円の収入）となりました。これは、主に税引前四半期純利益を364,100千円計上したことによるものであります。また、前年同四半期との比較において営業活動によるキャッシュ・フローが30,135千円増加した要因は、主に固定資産除却損が31,409千円減少したこと、投資有価証券評価損が99,999千円減少したこと、仕入債務の増減額が57,563千円減少した一方、税引前四半期純利益が141,413千円増加したこと、売上債権の増減額が82,954千円増加したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、93,231千円の支出（前年同四半期は190,503千円の支出）となりました。これは、主に投資有価証券の償還による収入が599,873千円であった一方、投資有価証券の取得による支出が730,381千円であったことによるものであります。また、前年同四半期との比較において投資活動によるキャッシュ・フローが97,272千円増加した要因は、主に投資有価証券の取得による支出が329,988千円増加した一方、定期預金の払戻による収入が100,000千円増加したこと、投資有価証券の売却による収入が21,768千円増加したこと、投資有価証券の償還による収入が299,873千円増加したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、29,572千円の支出（前年同四半期は270,456千円の支出）となりました。これは、株式の発行による収入が14,180千円であった一方、短期借入金の返済が15,000千円であったこと、配当金の支払額が28,753千円であったことによるものであります。また、前年同四半期との比較において財務活動によるキャッシュ・フローが240,883千円増加した要因は、主に株式の発行による収入が11,419千円減少した一方、自己株式の取得による支出が245,200千円減少したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期会計期間において、前四半期会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000
計	300,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	105,390	105,390	大阪証券取引所(JASDAQ市場)	当社は単元株制度を採用しておりません。
計	105,390	105,390	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成22年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成15年3月28日の定時株主総会決議により平成16年3月10日発行)

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	120(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,400(注)1,4,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,000(注)2,5
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日から 平成25年3月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000(注)5 資本組入額 5,000(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)をするときは、次の算式により発行価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価額が、時価を下回る場合に限り。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \right)}{1}$$

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

新株予約権者は、当社普通株式にかかる株券が上場もしくは店頭登録された場合に限り、新株予約権を行使することができる。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

(2) 新株予約権の消却

新株予約権者が権利行使をする前に、当社又は子会社の取締役もしくは従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。

5. 平成17年3月9日付で1株を4株の割合、平成18年3月1日付で1株を5株の割合をもって株式の分割を行っており、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、払込金額、発行価格及び資本組入額は調整後の数を記載しております。

(平成16年3月30日の定時株主総会決議により平成16年12月22日発行)

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	60(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,200(注)1,4,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,000(注)2,5
新株予約権の行使期間	平成18年4月1日から 平成26年3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000(注)5 資本組入額 5,000(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)をするときは、次の算式により発行価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価額が、時価を下回る場合に限り。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社又は当社の子会社、関係会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

新株予約権者は、当社普通株式にかかる株券が上場もしくは店頭登録された場合に限り、新株予約権を行使することができる。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

(2) 新株予約権の消却

新株予約権者が権利行使をする前に、当社並びに子会社の取締役、監査役、従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。

5. 平成17年3月9日付で1株を4株の割合、平成18年3月1日付で1株を5株の割合をもって株式の分割を行っており、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、払込金額、発行価格及び資本組入額は調整後の数を記載しております。

(平成17年3月30日の定時株主総会決議により平成17年4月20日発行)

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	120(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	600(注)1,4,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000(注)2,5
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成27年3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000(注)5 資本組入額 10,000(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}} \times 1$$

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

取締役、監査役、従業員として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社又は当社の子会社、関係会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

新株予約権者は、当社普通株式にかかる株券が上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

(2) 新株予約権の消却

取締役、監査役、従業員として新株予約権の割当を受けたものは、新株予約権者が権利行使をする前に、当社又は当社の子会社、関係会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。

5. 平成18年3月1日付で1株を5株の割合をもって株式の分割を行っており、上記の表に記載の新株予約権の目的となる株式の数、払込金額、発行価格及び資本組入額は調整後の数を記載しております。

(平成18年3月30日の定時株主総会決議により平成18年4月21日発行)

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	428(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	428(注)1,4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	779,196(注)2
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から 平成25年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 779,196 資本組入額 389,598
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}} \times 1$$

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \right)}{1}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が株式分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

取締役、監査役、従業員として新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社又は当社の子会社、関係会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

(2) 新株予約権の消却

取締役、監査役、従業員として新株予約権の割当を受けたものは、新株予約権者が権利行使をする前に、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成19年3月29日の定時株主総会決議により平成19年6月20日発行)

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	239(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	239(注)1,4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	184,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成21年4月1日から 平成25年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)5	発行価格 262,675 資本組入額 131,338
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}} \times 1$$

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \right)}{1}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が株式分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行います。

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

取締役及び監査役として付与を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は監査役であること、従業員として付与を受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあること。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

(2) 新株予約権の取得

取締役及び監査役として付与を受けた者が権利行使する前に、当社の取締役又は監査役の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、従業員として付与を受けた者が権利行使する前に、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については当社が無償で取得することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額184,000円と新株予約権付与時における公正な評価単価78,675円を合算しております。

(平成20年3月28日の定時株主総会決議により平成20年6月20日発行)

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	305(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	305(注)1,4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	109,027(注)2
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日から 平成26年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)5	発行価格 148,030 資本組入額 74,015
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \right)}{1}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が会社分割を行う場合、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

取締役及び監査役として付与を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は監査役であること、従業員として付与を受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあること。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

(2) 新株予約権の取得

取締役及び監査役として付与を受けた者が権利行使する前に、当社の取締役又は監査役の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、従業員として付与を受けた者が権利行使する前に、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については当社が無償で取得することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のこととあります。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額109,027円と新株予約権付与時における公正な評価単価39,003円を合算しております。

(平成21年3月27日の定時株主総会決議により平成21年6月19日発行)

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	442(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	442(注)1,4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	135,520(注)2
新株予約権の行使期間	平成23年4月1日から 平成27年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)5	発行価格 199,590 資本組入額 99,795
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げます。当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)をするときは、次の算式により発行価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前1株当たり時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

取締役及び監査役として付与を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は監査役であること、従業員として付与を受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあること、ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない、新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」の定めるところによる。

(2) 新株予約権の取得

取締役及び監査役として付与を受けた者が権利行使する前に、当社の取締役又は監査役としての地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、従業員として付与を受けた者が権利行使する前に、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については当社が無償で取得することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額135,520円と新株予約権付与時における公正な評価単価64,070円を合算しております。

(平成22年3月30日の定時株主総会決議により平成22年6月18日発行)

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	500(注)4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500(注)1,4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	134,482(注)2
新株予約権の行使期間	平成24年7月1日から 平成28年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)5	発行価格 184,430 資本組入額 92,215
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が会社分割を行う場合、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 新株予約権の行使に係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使の条件

取締役として付与を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は監査役であること、従業員として付与を受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位にあること。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

(2) 新株予約権の取得

新株予約権者が権利行使する前に、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については当社が無償で取得することができるものとする。

(3) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要するものとする。

4. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権発行による付与数から、退職等による権利を喪失した数及び権利行使数を控除した数のことであります。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額134,482円と新株予約権付与時における公正な評価単価49,948円を合算しております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額(千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日(注)	1,220	105,390	7,480	948,380	7,480	53,080

(注) 新株予約権の権利行使によるものであります。

(6)【大株主の状況】

平成22年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
柳澤 安慶	神奈川県川崎市高津区	33,340	31.63
株式会社ファンコミュニケーションズ	東京都渋谷区渋谷1-1-8	9,791	9.29
楽天株式会社	東京都品川区東品川4-12-3	5,779	5.48
アール・シー・ワイ・プラザーズ株式会社	神奈川県横浜市中区山下町104-12	5,216	4.95
松本 洋志	神奈川県横浜市栄区	3,503	3.32
張 力牧	東京都港区	3,116	2.96
内田 徹	大阪府堺市西区	2,452	2.33
小林 直行	東京都中野区	2,139	2.03
杉山 紳一郎	東京都港区	1,815	1.72
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	1,291	1.22
計	-	68,442	64.94

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 9,791	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 95,599	95,599	-
発行済株式総数	105,390	-	-
総株主の議決権	-	95,599	-

【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ファンコミュニケーションズ	東京都渋谷区渋谷1丁目1番8号	9,791	-	9,791	9.29
計	-	9,791	-	9,791	9.29

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	122,900	119,000	129,500	168,700	155,700	128,600
最低(円)	104,000	101,500	103,200	116,100	100,500	91,300

(注) 最高・最低株価は、平成22年1月から3月まではジャスダック証券取引所におけるものであり、平成22年4月以降は大阪証券取引所JASDAQ市場におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第2四半期累計期間（平成21年1月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第2四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第2四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第2四半期累計期間（平成21年1月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期財務諸表についてはあずさ監査法人による四半期レビューを受け、また、当第2四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第2四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期財務諸表については有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,603,176	1,684,077
受取手形及び売掛金	885,966	822,368
有価証券	1,123,290	887,512
その他	100,961	118,200
貸倒引当金	50,774	40,516
流動資産合計	3,662,620	3,471,643
固定資産		
有形固定資産		
建物	20,368	20,368
減価償却累計額	9,161	8,286
建物(純額)	11,207	12,081
工具、器具及び備品	169,221	159,287
減価償却累計額	129,301	118,752
工具、器具及び備品(純額)	39,919	40,534
有形固定資産合計	51,127	52,616
無形固定資産		
ソフトウェア	66,078	73,726
その他	478	584
無形固定資産合計	66,556	74,310
投資その他の資産		
投資有価証券	1,777,869	1,742,757
その他	211,251	244,878
貸倒引当金	5,989	5,157
投資その他の資産合計	1,983,131	1,982,478
固定資産合計	2,100,816	2,109,406
資産合計	5,763,436	5,581,049

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,223,879	1,153,639
短期借入金	15,000	20,000
未払法人税等	248,494	386,694
賞与引当金	51,200	50,600
その他	230,629	251,095
流動負債合計	1,769,203	1,862,029
固定負債		
長期預り保証金	119,561	96,069
固定負債合計	119,561	96,069
負債合計	1,888,765	1,958,099
純資産の部		
株主資本		
資本金	948,380	940,900
資本剰余金	1,200,330	1,192,850
利益剰余金	2,760,913	2,487,203
自己株式	1,079,266	1,023,639
株主資本合計	3,830,357	3,597,314
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	966	11,192
評価・換算差額等合計	966	11,192
新株予約権	43,347	36,828
純資産合計	3,874,671	3,622,950
負債純資産合計	5,763,436	5,581,049

(2) 【四半期損益計算書】
【第 2 四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第 2 四半期累計期間 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年 6月30日)	当第 2 四半期累計期間 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年 6月30日)
売上高	3,836,682	4,126,120
売上原価	2,530,207	2,680,372
売上総利益	1,306,474	1,445,748
販売費及び一般管理費		
給料	239,911	278,901
貸倒引当金繰入額	9,451	15,986
賞与引当金繰入額	40,873	47,255
その他	405,156	427,278
販売費及び一般管理費合計	695,392	769,422
営業利益	611,081	676,326
営業外収益		
受取利息	32,599	30,166
投資有価証券売却益	1,774	3,983
デリバティブ評価益	19,540	-
その他	1,771	666
営業外収益合計	55,684	34,816
営業外費用		
支払利息	184	145
自己株式取得費用	-	111
減価償却費	4,469	-
その他	644	19
営業外費用合計	5,298	276
経常利益	661,468	710,866
特別利益		
新株予約権戻入益	1,337	1,372
特別利益合計	1,337	1,372
特別損失		
固定資産除却損	31,650	-
投資有価証券評価損	99,999	-
特別損失合計	131,650	-
税引前四半期純利益	531,155	712,239
法人税、住民税及び事業税	255,360	246,690
法人税等調整額	35,770	30,514
法人税等合計	219,589	277,204
四半期純利益	311,566	435,034

【第2四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第2四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	1,998,478	2,083,348
売上原価	1,321,919	1,349,329
売上総利益	676,559	734,019
販売費及び一般管理費		
給料	126,077	141,854
貸倒引当金繰入額	2,326	9,927
賞与引当金繰入額	22,182	24,317
その他	203,224	214,247
販売費及び一般管理費合計	353,811	390,346
営業利益	322,748	343,672
営業外収益		
受取利息	15,735	14,798
投資有価証券売却益	1,774	3,983
デリバティブ評価益	13,940	-
その他	1,451	347
営業外収益合計	32,900	19,129
営業外費用		
支払利息	74	73
減価償却費	2,234	-
その他	580	-
営業外費用合計	2,889	73
経常利益	352,759	362,727
特別利益		
新株予約権戻入益	1,337	1,372
特別利益合計	1,337	1,372
特別損失		
固定資産除却損	31,409	-
投資有価証券評価損	99,999	-
特別損失合計	131,409	-
税引前四半期純利益	222,687	364,100
法人税、住民税及び事業税	144,580	139,660
法人税等調整額	52,182	5,278
法人税等合計	92,397	134,381
四半期純利益	130,290	229,718

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	531,155	712,239
減価償却費	31,768	25,540
株式報酬費用	3,495	8,671
賞与引当金の増減額(は減少)	5,470	600
貸倒引当金の増減額(は減少)	5,634	11,090
受取利息及び受取配当金	32,599	30,166
固定資産除却損	31,650	-
投資有価証券評価損益(は益)	99,999	-
デリバティブ評価損益(は益)	19,540	-
投資有価証券売却損益(は益)	1,774	3,983
売上債権の増減額(は増加)	148,364	64,430
仕入債務の増減額(は減少)	224,921	70,240
未払消費税等の増減額(は減少)	6,639	19,120
前受金の増減額(は減少)	8,768	2,318
未払金の増減額(は減少)	2,323	4,878
預り保証金の増減額(は減少)	3,964	23,492
その他	16,881	23,132
小計	736,631	708,479
利息及び配当金の受取額	12,835	14,843
利息の支払額	109	145
法人税等の支払額	207,560	377,033
営業活動によるキャッシュ・フロー	541,796	346,144
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	100,000	100,000
定期預金の払戻による収入	-	100,000
投資有価証券の取得による支出	593,893	1,264,681
投資有価証券の売却による収入	18,650	40,419
投資有価証券の償還による収入	700,000	999,873
有形固定資産の取得による支出	8,572	10,563
無形固定資産の取得による支出	4,688	5,313
その他	1,065	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	12,562	240,265
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	25,000	5,000
株式の発行による収入	25,600	14,180
自己株式の取得による支出	261,768	55,738
配当金の支払額	99,180	140,222
財務活動によるキャッシュ・フロー	360,348	186,780
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	194,010	80,901
現金及び現金同等物の期首残高	1,139,890	1,584,077
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,333,901	1,503,176

【表示方法の変更】

当第2四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)	
(四半期損益計算書)	
前第2四半期累計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「自己株式取得費用」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第2四半期累計期間では区分掲記することとしました。なお、前第2四半期累計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「自己株式取得費用」は521千円であります。	

【簡便な会計処理】

	当第2四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)
固定資産の減価償却費の算定方法	減価償却の方法として定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定しております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)
1. 固定資産除却損は、工具器具備品除却損364千円、ソフトウェア除却損31,286千円であります。	

前第2四半期会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第2四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1. 固定資産除却損は、工具器具備品除却損123千円、ソフトウェア除却損31,286千円であります。	

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在) (千円)	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在) (千円)
現金及び預金勘定 1,433,901	現金及び預金勘定 1,603,176
預入期間が3か月を超える定期預金 100,000	預入期間が3か月を超える定期預金 100,000
現金及び現金同等物 1,333,901	現金及び現金同等物 1,503,176

(株主資本等関係)

当第2四半期会計期間末(平成22年6月30日)及び当第2四半期累計期間(自平成22年1月1日至平成22年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 105,390株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 9,791株

3. 新株予約権等に関する事項

ストックオプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期会計期間末残高 43,347千円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年3月30日 定時株主総会	普通株式	161,324	1,700	平成21年12月31日	平成22年3月31日	利益剰余金

(有価証券関係)

当第2四半期会計期間末(平成22年6月30日)

その他有価証券で時価のあるものが、会社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(千円)	四半期貸借対照表計上 額(千円)	差額(千円)
(1) 債券			
社債	2,821,675	2,825,498	3,822
(2) その他	21,447	19,254	2,193
合計	2,843,122	2,844,752	1,629

前事業年度末(平成21年12月31日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(千円)	貸借対照表計上 額(千円)	差額(千円)
(1) 債券			
社債	2,592,732	2,573,862	18,870
合計	2,592,732	2,573,862	18,870

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社の関連会社に関しては、損益等からみて重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. スtock・オプションに係る当第2四半期会計期間における費用計上額及び科目名

売上原価 154千円
販売費及び一般管理費 3,746千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

新株予約権戻入益 1,372千円

3. 当第2四半期会計期間に付与したストック・オプションの内容

平成22年ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名、当社従業員 96名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 500株
付与日	平成22年6月18日
権利確定条件	取締役として付与を受けた者については、権利行使時において、当社の取締役又は監査役であること。 従業員として付与を受けた者については、権利行使時において、当社、当社の子会社または関連会社の取締役、監査役、従業員または顧問の地位にあること。
対象勤務期間	自平成22年6月18日 至平成24年6月30日
権利行使期間	自平成24年7月1日 至平成28年6月30日
権利行使価格(円)	134,482
付与日における公正な評価単価(円)	49,948

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期会計期間末 (平成22年6月30日)		前事業年度末 (平成21年12月31日)	
1株当たり純資産額	40,077.03円	1株当たり純資産額	37,789.63円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第2四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年6月30日)		当第2四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	3,232.45円	1株当たり四半期純利益金額	4,578.14円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	3,040.25円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	4,372.12円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年6月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	311,566	435,034
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	311,566	435,034
期中平均株式数(株)	96,386	95,024
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	6,093	4,478
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	平成21年3月27日株主総会決議 ストックオプション 普通株式 467株	平成21年3月27日株主総会決議 ストックオプション 普通株式 442株 平成22年3月30日株主総会決議 ストックオプション 普通株式 500株

前第2四半期会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第2四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	1,345.80円	1株当たり四半期純利益金額	2,409.48円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	1,259.79円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	2,310.32円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第2四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	130,290	229,718
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	130,290	229,718
期中平均株式数(株)	96,812	95,339
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	6,609	4,092
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	平成21年3月27日株主総会決議 ストックオプション 普通株式 467株	平成21年3月27日株主総会決議 ストックオプション 普通株式 442株 平成22年3月30日株主総会決議 ストックオプション 普通株式 500株

(重要な後発事象)

当第2四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
<p>当社は平成22年8月10日開催の取締役会において、当社定款第7条に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。その概要は次のとおりであります。</p> <p>(1) 自己株式の取得を行う理由 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために自己株式を取得するものであります。</p> <p>(2) 取得の内容 取得する株式の種類 当社普通株式 取得する株式の総数 1,000株(上限) (発行済普通株式総数(自己株式を除く)に占める割合1.046%) 株式の取得価額の総額 100,000千円(上限) 取得の時期 平成22年8月11日から平成22年9月27日 取得の方法 市場買付</p>

(リース取引関係)

当第2四半期会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
<p>内容の重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため、財務諸表等規則第8条の6第2項の規定により記載を省略しています。</p>

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月13日

株式会社ファンコミュニケーションズ
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 筆野 力 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 浅岡 伸生 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファンコミュニケーションズの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第11期事業年度の第2四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成21年1月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファンコミュニケーションズの平成21年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月13日

株式会社ファンコミュニケーションズ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 筆野 力 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅岡 伸生 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファンコミュニケーションズの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第12期事業年度の第2四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファンコミュニケーションズの平成22年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。